平成２８年（フ）第２９６号
相模原市中央区水郷田名３丁目３番８―406号
債務者　金子　正実
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３０３号
相模原市南区当麻1294番地４
債務者　勝尾　一平
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３１３号
相模原市緑区相原４丁目16番10号
債務者　岡部　　晃
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２８号
熊本県玉名市伊倉北方3237番地３
債務者　宮本　一秀
1　決定年月日時　平成28年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第２３４号
大分市大字駄原2881番地の106（アイデアルハイツ107）
債務者　渡邊　梨沙（旧姓河原）
1　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４４号
山形県鶴岡市朝暘町23番30―403号　市営住宅
債務者　河内　昭男
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第４５号
山形県鶴岡市朝暘町23番30―403号　市営住宅
債務者　河内　一美
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第９４２号
名古屋市中川区中郷３丁目８番地　フォーブルいとう201号
債務者　成松ちやこ
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９９号
愛知県一宮市神山１丁目６番24号
債務者　野田　和紀
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１６３号
香川県高松市仏生山町甲2494番地８　グランディール仏生山102
債務者　吉村　光正
1　決定年月日時　平成28年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６６２号
福岡市城南区田島４丁目20番26号　大福荘10号室、住民票上の住所福岡市博多区吉塚４丁目３番31―506号
債務者　奥村　弘一
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１３９号
福岡市南区老司４丁目24番44―202号
債務者　藤田　巳奈
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１４０号
福岡市西区今宿西１丁目13番36―103号
債務者　緒方遼太郎
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１８６号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵461番地３　セピアコート赤坂Ａ203号
債務者　石橋　里美
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１９１号
福岡県大野城市乙金１丁目５番18号
債務者　松尾　洋人
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１９６号
福岡市中央区白金１丁目17番27―706号
債務者　梅野　　恵
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４４７号
仙台市泉区長命ケ丘６丁目14番地の20
債務者　坂本　由子
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係